

## 第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波記念 「亀岡わんわんフェスタ 2026」等企画運営業務委託仕様書

本仕様書は、亀岡市（以下「本市」という。）が行う「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波記念『亀岡わんわんフェスタ 2026』等企画運営業務」（以下「本業務」という。）の受注者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

### 1. 業務名

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波記念「亀岡わんわんフェスタ 2026」等企画運営業務

### 2. 業務の趣旨

本市では、犬を飼っている人も飼っていない人も暮らしやすいまちを目指し、情報誌「犬と亀」の発行やマナー啓発「イエローチョーク作戦」の実施、愛犬とともに楽しむイベント「亀岡わんわんフェスタ」の開催等の事業を展開している。

令和8年度においては、第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波（以下「緑化フェア」という。）の開催を記念し、同フェア会場において「亀岡わんわんフェスタ 2026」の開催を予定している。この催しでは、亀岡市民及び近隣住民の愛犬家や犬好きをターゲットに、犬をテーマとした多様な企画を通じ、自然豊かで犬と暮らしやすい本市の魅力を市内外にPRすることとしている。また、しつけやマナーを楽しく学べるステージイベント等を実施し、飼い主のマナー向上につなげるとともに、著名人を招いてのトークショーや各種デモンストラクション等を通じ、犬を飼っていない人の来場も促すことで多様な人が集い、交流するイベントを目指すものである。

さらに今回は、緑化フェア関連事業と位置づけ、同フェア会場においてイベントを実施する。アート作品が並び、花が彩るフェア会場の魅力を最大限活かすとともに愛犬と一緒に楽しむ企画を散りばめることで、両イベントの相乗効果を狙うこととする。

### 3. 業務の内容

「亀岡わんわんフェスタ 2026」及び関連イベント開催に係る一連の業務を行う。

#### (1) イベント概要

ア 開催日時 「亀岡わんわんフェスタ 2026」  
令和8年10月24日（土）午前10時～午後3時（予定）  
【参考】緑化フェア期間 令和8年9月18日（金）～11月8日（日）  
「亀岡わんわん Days」  
令和8年10月22日（木）～10月24日（土）  
※本格的なイベント実施は10月24日（土）の「亀岡わんわんフェスタ 2026」のみとし、「亀岡わんわん Days」は緑化フェア会場への愛

犬同伴を広く呼びかける期間と位置づけ、簡易な集客策を実施することとする。

- イ 開催場所 京都・亀岡保津川公園（京都府亀岡市保津町）（予定）
- ・別紙 会場図面案は、令和8年4月時点の情報であり、今後、工事の進捗により変更が生じる可能性がある。
  - ・イベント会場として使用可能なエリアは以下を予定している。
    - ①イベントひろば：約20区画／あらかじめ各区画にはタープ（布状の屋根）が設置されている。／物販ブースの出店を予定している。
      - ※マルシェひろばで飲食ブースの出店を予定しているが、運営は別途「亀岡拠点にぎわい実行委員会（事務局：全国都市緑化フェア推進室）」において行うため、本業務には含まない。
    - ②体験はらっぱ：関連団体等による啓発ブース出店やワークショップ等の実施を想定している。
    - ③かけっこはらっぱ：北側は気球係留エリアだが、本イベント実施日には飛ばないため全面使用可能。ただし係留用の備品が設置されている可能性がある。／来場者参加型企画等の実施を想定している。
    - ④その他：簡易なフォトスポット等は上記エリア外にも設置できる可能性があるため、本市と協議の上、決定すること。
    - ⑤バックヤード：出店者駐車場兼関係者駐車場
- ウ 会場使用料 無料
- エ 駐車場 保津川水辺公園（予定）
- ・京都・亀岡保津川公園内には来場者駐車場の用意がないため、「亀岡わんわんフェスタ2025」の際と同じ場所を来場者駐車場とする。なお、借り上げ料については無料を予定しているが、管理者との協議によって変動する可能性がある。
  - ・駐車場の予約は実施済みであるが、サンガスタジアム byKYOCERAにおける京都サンガF.C.の試合日と重なった場合は使用できないことに留意すること。（試合日の決定は5月～6月頃）
- オ 入場料 無料
- ※ただしドッグランや撮影会等の来場者参加型企画を実施する場合は参加料を徴収できることとするが、料金は本市と協議の上、決定する。
- カ 目標来場者数 3,000人（想定）
- キ 中止判断
- ・前日午後5時気象庁発表の天気予報で10月24日午前6時～正午の降水確率が70%以上の場合
  - ・当日の急な降雨・強風等の荒天

- ・上記以外に、台風による開催場所の浸水等で当日までに復旧が困難であることが明白な場合、前日を待たずに中止を判断することがある。
- ・中止となった場合の代替企画等が提案可能な場合は、提案書に記載すること。

## (2) イベント企画（案）の作成

「犬と暮らしやすいまち亀岡」に親しんでもらうシンボルイベントとなるよう、ステージイベントやブース出店、その他関連企画等、多彩な内容を立案すること。

単なる単発のイベントとなることがないよう、犬と本市の関わりを発信するとともに恵まれた自然環境と豊かな文化資源を有する本市の魅力を PR し、再訪につなげる工夫を盛り込むこと。

なお、犬を飼っていない人にも足を運んでもらえるイベントとなるよう留意すること。  
また、飼い主のマナー啓発に資する要素も組み込むこと。

### ア ステージイベント

ステージは会場内に常設されており、大きさは 10m×10m、東側の通路からランウェイでつながっている。また、ステージ前のイベント広場には、客席約 100 席分が常設されている。

このステージを活用し、京都・かめおか観光 PR 大使等の著名人によるトークショーや（公財）関西盲導犬協会による啓発、ファッションショー等の来場者参加型企画を実施すること。一部、本市が指定する出演者を除き、出演者の提案は受注者において行うこととし、出演に係る交渉や調整は本市と受注者において分担して実施することとする。

謝礼金等の出演に係る費用は受注者において負担すること。費用は 10 万円から 20 万円の範囲を想定している。

その他、司会者の手配をはじめシナリオ作成等のステージ運営に必要な業務については、受注者において実施すること。

### イ 犬関連事業者等の物販ブース出店

本イベントに参加する出店者の募集は 5 月～6 月頃に本市において実施するが、募集要領の作成や出店者の取りまとめへの支援を行うこと。ブース数は約 20 店舗を想定している。

出店料は概ね 3,000 円を想定しており、受注者において徴収し、来場者へのノベルティ代等の経費に充当することとする。出店料の徴収方法やタイミングは本市と協議の上、決定する。ノベルティ制作を提案に含める場合、飼い主のマナー啓発に資する物品とすること。

なお、本イベントに参加する飲食店（約 20 店舗）の募集は別途「亀岡拠点にぎわい実行委員会（事務局：全国都市緑化フェア推進室）」において実施するため本業務には含まないが、適宜調整を図り、円滑なイベント実施につなげること。

#### ウ 来場者参加型企画

来場者が愛犬との体験を通じ、イベントを満喫できるような企画を立案すること。昨年度、「亀岡わんわんフェスタ 2025」内で実施した「愛犬撮影会」、「かけっこ大会」、「わんわんファッションショー」、及び「ドッグラン」は参加者の満足度が高かったことから、本イベントにおいても実施することが望ましい。副賞は受注者において用意すること。事前申し込みが必要なものについては、本市において募集及び取りまとめを実施することとする。

ドッグランの開設を提案に含める場合、利用に必要なワクチン証明書の種別、大型犬・小型犬のエリア分けの方法等の利用方法に加え、安全管理の方法について明記すること。

その他、初心者向けのアジリティ体験など自然豊かな会場を活かした企画や、飼い主からのニーズが高いフォトスポットの設置などが考えられる。また、会場が広いと、左記のフォトスポット設置に加えてスタンプラリーの実施など周遊を促す企画を盛り込むこと。

なお、来場者参加型企画を実施する場合、参加者から参加料を徴収し、来場者参加型企画に係る資材費等の受注者が負担する経費に充当できることとする。

#### エ 亀岡わんわん Days の企画立案

10月24日の「亀岡わんわんフェスタ 2026」開催に向けて、盛り上げりを創出するとともに、緑化フェア会場への来場促進を図るため、10月22日～24日を「亀岡わんわん Days」とし、愛犬家の来場を広く呼びかけることとする。基本的には、広報媒体等を通じて愛犬同伴での来場を呼びかけるものとするが、その他提案上限額内で実施が可能な誘客策があれば提案すること。簡易なフォトスポットの設置や愛犬同伴で来られた来場者へのノベルティプレゼント等が想定される。

### (3)スケジュール等計画書の作成

契約からイベント開催までのスケジュールについて提案すること。（広報展開や出店募集、出演者との調整、制作物の作成期間等）

### (4)資器材の手配及び会場設営

会場の準備は10月23日夕方（開始時間は会場管理者（全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会事務局内）と要調整）から実施できるものとする。

イベント会場内の配置図及び来場者駐車場を含む全体図を作成すること。

また、必要となる資器材（音響含む）やテント、椅子等は受注者において調達し、設営を行うこと。

出店者用の備品については、マルシェ出店者は必要な備品（椅子や机）を自前で用意することを原則とするが、それ以外の関連団体等については出店に必要な備品を受注者において用意すること。あわせて会場内外に設置する案内看板など装飾全般を行うこと。装飾のデザインについては、緑化フェア全体との調和を図るため、会場管理者と協議を経て制作すること。

電源については、イベント広場に敷設予定であるため、ステージ周辺の資機材に使用することができる。

発電機や火気等を使用する場合は十分に注意をし、火災等発生時の対応のため消火器等の設置と対策を施すこと。

#### (5)撤去及び廃棄物の処理

イベント後、会場についてはイベント前の状態に復旧するとともに、イベント開催に関して生じた廃棄物の引き取り・処分を行うことを基本とする。なお、環境に配慮したイベントを意識することとし、ごみの持ち帰りやリサイクル、省エネの推進に取り組むこと。

#### (6)運営管理

提案内容を催行するために必要な機材、消耗品等は受注者において手配することとするが、不足分や本市が保有する資器材は個別に協議の上、双方が協力しながら準備にあたることとする。

駐車場の警備員を除く人員の調達については本市と協議の上、決定する。

関係者に向けた当日の進行表、人員配置、各種図面及び緊急連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成すること。

関係機関との諸手続き及び連絡調整（手続き等に要する経費負担を含む）を行うこと。  
（保健所、消防署、警察署、道路管理者等）

出店者の搬入・搬出管理を行うこと。

#### (7)危機管理体制

受注者は、イベントにおいて発生し得る損害を十分に補償することができる必要な各種保険（来場者保険、参加者保険、保管賠償等）に加入すること。

#### (8)警備業務及び駐車場管理

駐車場の警備員の配置計画を作成し、その計画に基づく安全管理を行うこと。

来場者駐車場における車両の誘導、周辺経路への案内看板の設置、歩行者等の安全確保を実施すること。

また、来場者駐車場からイベント会場までの距離が離れているため、適宜、道中にのぼりを立てるなど導線の確保に努めること。

#### (9) 広報用チラシ等の制作

##### ア イベントチラシ（A4 版カラー刷り、5,000 部）

デザインについては緑化フェア全体との調和を図るため、会場管理者と協議を経て制作すること。

##### ・ 組回覧分

令和 8 年 10 月 1 日付での市内組回覧を想定している。組回覧分の配布数は最新の数値が公表され次第、共有するものとする。（配布日 1 週間前）

組回覧に係る仕分け、仕切り紙の差し込み（50 枚ごと）、梱包作業等は受託者において行うものとする。（令和 8 年 4 月 15 日時点の組回覧数は 3,364 部）

組回覧分はチラシ上部に「回覧」と記載すること。

##### ・ 組回覧分以外

100 部ごとに梱包すること。

##### イ その他必要な広報物

イベントのぼりや横断幕等、その他必要な広報物があれば提案すること。

なお、会場内は景観保持のためのぼりを掲示することができないため、ここでいうのぼりは駐車場から会場までの誘導のぼりを指す。

また、ステージ上には横断幕等を掲出できる設えがなく、ステージ周辺も田んぼであることから支柱の設置が難しい。イベント広場とステージの間などに支柱を立てて掲出することは可能と見込んでいる。

なお、会場に設置する広報物については、緑化フェア全体との調和を図るため、会場管理者と協議を経て制作すること。

##### ウ SNS の活用

メディアや SNS を活用し、市内外の愛犬家に周知を図るよう企画を練ること。プレスリリースや市公式 SNS の発信は、企画に基づいて本市が行うこととする。ただし、各種 SNS 発信時のビジュアル作成については受注者が行うこと。制作にあたっては、デザインについて緑化フェア全体との調和を図るため、会場管理者と協議を経て制作すること。

#### (10) 議事録の作成及び報告

本市との協議のほか関係機関や出演者との調整等、受注者が同席したものについて議事録を作成し、その都度、本市へ報告及び提出を行うこと。提出方法及び様式等は問わないこととする。

#### (11)事業報告書

準備段階を含めた事業全体の報告書を作成し、当日の来場者数及び記録写真とあわせて報告すること。

#### 4. 履行期間

契約締結日から令和8年11月27日（金）まで

#### 5. 成果品

本業務において制作した広報物、当日の写真及び事業報告書一式をデータ（CD-ROM等）で納品すること。納品場所は亀岡市環境先進都市推進部環境政策課とする。

#### 6. 提出書類

##### (1) 契約締結後、5日以内に提出するもの（各1部）

- ア 着手届
- イ 業務主任担当者届
- ウ 業務計画表

##### (2) 業務完了時に提出するもの（各1部）

- ア 納品書
- イ 業務完了報告書
- ウ 目的物引渡書
- エ 請求書
- オ 「5. 成果品」に示す納品物

##### (3) 適宜提出するもの（各1部）

- ア 「3. 業務の内容（10）議事録の作成及び報告」に示す議事録

#### 7. 成果品の帰属及び著作権

成果品及び成果品作成のための関係資料（以下、「成果品等」という。）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 成果品等に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市に移転するものとする。
- (2) 成果品等に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 成果品等に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (4) 成果品等は本市が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。

## 8. 秘密保持

受注者は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

## 9. その他

- (1) 本事業の実施に際し必要な費用（例：出演者への謝礼やイベント参加者にかかる保険等）は、受注者において負担することとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、本市と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に本市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (6) イベント内容については、本市と協議により決定するため企画提案から変更する場合がある。
- (7) 本市は、本イベントの中止を判断し、受注者へその旨を連絡した日までの期間に、既履行部分があると認めるときは、その検査において合格と認める場合、当該既履行部分に相応する業務委託料（出演者のキャンセル料等含む）を変更契約の上、受注者へ支払う。  
なお、受注者は履行したことが確認できる書類（発注書や電子メールの写し）等を本市に提出しなければならない。
- (8) 受注者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。
- (9) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。